

## 安保法制整備に反対する決議

安倍内閣は、昨年 7 月憲法では従来認められないとされてきた「集団的自衛権の行使」を解釈改憲によって容認することを閣議決定した。そしてこの決定を具体化するため、今国会に自衛隊を海外に随時派遣するための新たな恒久法、「国際平和支援法案」および既存の関連 10 法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」を提出した。これらの法制により、「いつでも」「どこでも」自衛隊の軍事行動を認めることは、国際紛争を解決する手段としての戦争や武力行使を永久に放棄すると謳う憲法 9 条に明確に違反する。しかも、これら法案の提出に先立ち、安倍首相はアメリカ議会において、この夏までに安保関連法を成立させると公言した。これは、民主的な手続きを無視した成立ありきの暴言である。

すでに安倍内閣は、国家安全保障会議を設置し、特定秘密保護法を成立させ、武器輸出 3 原則を反故にして防衛装備移転 3 原則を決めた。このような軍事化の動きは、憲法の根幹である平和主義に反している。

安倍内閣は、沖縄県民の意思を無視し、抗議する県民を暴力をもって排除してまで、辺野古新基地の建設をこり押ししている。ここにも民主主義を軽視し、国と地方自治体の対等性を認める憲法を蔑ろにして、アメリカに従属しつつ軍事化を進める安倍内閣の姿勢が現れている。

今回の法案は、研究者の立場からも懸念せざるを得ない。大学や研究機関では、いわゆる「軍学共同研究」が拡がりつつある一方、「デュアルユース」と言われるように、民生用技術と軍事用技術との区別が困難になっている。軍事に大きく偏った非公開の研究・開発では、災害救助などへの技術開発にも支障が出ることは明らかである。さらに今回の法案は、研究開発力強化法 48 条（研究開発法人に対する主務大臣の要求）の恣意的な運用に道を開く恐れもある。学術研究や技術開発の方向を誤らないためにも、政府・安倍内閣は憲法の命ずる平和主義に徹し、さらに基本的人権である表現の自由・知る権利・学問の自由を尊重すべきである。

JSA 茨城支部は、立憲主義に背を向け憲法の 3 原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を捨て去るかのような安倍内閣の姿勢に抗議し、安倍内閣が安保法制整備案を撤回し、さらに憲法を遵守することを要求する。

2015 年 5 月 23 日

日本科学者会議茨城支部定期大会